令和３年６月３日提出

令和3年6月市議会定例会
議案参考資料

木　更　津　市

令和３年６月市議会定例会議案参考資料目録

議　案　番　号	件　　名	頁
議案第５２号	木更津市税条例の新旧対照表	１
議案第５５号	人権擁護委員候補者の履歴事項	８
議案第５６号	木更津市固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表	９
議案第５７号	木更津市税条例の新旧対照表 木更津市税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表	１０
議案第５８号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	２２
議案第５９号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	２３
議案第６０号	入札結果調書	２５
議案第６２号	認定する市道路線の位置図	２６

新旧対照表

○議案第５２号　木更津市税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 （環境性能割の税率） 第81条の４　次の各号に掲げる３輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 （１）　法第451条第１項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の１ （２）　法第451条第２項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の２ （３）　略 附　則 （土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第９条　次条から附則第12条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 （１）～（７）　略 （８）　平成５年度適用市街化区域農地　法附則第19条の３第５項 （宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第10条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの	木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 （環境性能割の税率） 第81条の４　次の各号に掲げる３輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 （１）　法第451条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の１ （２）　法第451条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の２ （３）　略 附　則 （土地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第９条　次条から附則第12条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 （１）～（７）　略 （８）　平成５年度適用市街化区域農地　法附則第19条の３第４項 （宅地等に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第10条　宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の

規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
２・３　略	２・３　略
４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。	４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。	５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。
（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する特例）	（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する特例）
第10条の２　地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第14条の規定により、令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の３の規定は適用しない。	第10条の２　地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第18条の規定により、平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の３の規定は適用しない。
（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（農地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第11条　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の	第11条　農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の

３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
略	略
（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の固定資産税の特例）	（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の固定資産税の特例）
第11条の２　市街化区域農地に係る平成６年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成５年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第11条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成５年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。	第11条の２　市街化区域農地に係る平成６年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成５年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第11条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成５年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。
略	略
２・３　略	２・３　略
４　令和２年度分の固定資産税について木更津市税条例の一部を改正する条例（令和３年木更津市条例第21号）による改正前の木更津市税条例（以下「令和３年改正前の条例」という。）附則第11条の２第３項において準用する同条第１項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和３年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和２年度分の固定資産税に係る令和３年改正前の条例附則第11条の２第３項において準用する同条第１項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産	

税額とする。	
第11条の３　市街化区域農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に100分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。	第11条の３　市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。
２　略	２　略
（免税点の適用に関する特例）	（免税点の適用に関する特例）
第12条　附則第10条、第11条、第11条の２又は第11条の３の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第10条、第11条又は第11条の３の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第11条の２の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第11条の３の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第11条の２第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）又は第４項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。	第12条　附則第10条、第11条、第11条の２又は第11条の３の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第10条、第11条又は第11条の３の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第11条の２の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第11条の３の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第１項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。
（特別土地保有税の課税の特例）	（特別土地保有税の課税の特例）
第13条　附則第10条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第９条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の３、第349条の３の２又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第１号又は第140条の５中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	第13条　附則第10条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第９条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の３、第349条の３の２又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第１号又は第140条の５中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
２　法附則第11条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年１	２　法附則第11条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年１

月１日から令和６年３月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第１項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第１項に規定する価格（法附則第11条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。	月１日から令和３年３月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第１項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第１項に規定する価格（法附則第11条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。
３～５　略	３～５　略
（軽自動車税の環境性能割の非課税）	（軽自動車税の環境性能割の非課税）
第13条の３　法第451条第１項第１号（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該３輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月１日から令和３年12月31日までの間（附則第13条の８第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	第13条の３　法第451条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該３輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月１日から令和３年３月31日までの間（附則第13条の８第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。
（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）
第13条の３の２　略	第13条の３の２　略
２　知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が法第446条第１項（同条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）又は法第451条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	２　知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が法第446条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第451条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
３・４　略	３・４　略
（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（宅地等に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例）
第17条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）	第17条　宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）

に100分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
第17条の４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第17条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。	第17条の４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第17条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
第17条の５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第17条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。	第17条の５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第17条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。
（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する特例）	（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する特例）
第17条の６　地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第14条の規定により、令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の３の規定は適用しない。	第17条の６　地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第18条の規定により、平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の３の規定は適用しない。
（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（農地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例）
第18条　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の	第18条　農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の

額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
略	略
第19条　市街化区域農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第11条の２の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に100分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	第19条　市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第11条の２の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

議案第５５号　　（人権擁護委員候補者の推薦）

履　　歴　　事　　項

住　　所　　□□□□□□□□□□□

氏　　名　　大河原　　敏　雄

生年月日　　□□□□□□□□□□□

（　経　　歴　）

新旧対照表

○議案第５６号　木更津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市固定資産評価審査委員会条例 昭和26年９月21日 条例第45号 第４条　略 ２・３　略 ４・５　略 第８条　略 ２～４　略 ５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （１）～（３）　略 ６～８　略	木更津市固定資産評価審査委員会条例 昭和26年９月21日 条例第45号 第４条　略 ２・３　略 ４　審査申出書には審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは、総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。 ５・６　略 第８条　略 ２～４　略 ５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名、捺印しなければならない。 （１）～（３）　略 ６～８　略

新旧対照表

○議案第５７号　木更津市税条例等の一部を改正する条例（第１条関係）

新	旧
木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条　略 ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万８千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書） 第36条の３の２　略 ２・３　略 ４　給与所得者は、第１項及び第２項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第53条の９第３項において同じ。）により提供することができる。 ５　略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以	木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条　略 ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万８千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書） 第36条の３の２　略 ２・３　略 ４　給与所得者は、第１項及び第２項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第198条第２項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第４項において同じ。）により提供することができる。 ５　略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以

下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
２・３　略	２・３　略
４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
５　略	５　略
（特別徴収税額）	（特別徴収税額）
第53条の８　第53条の７の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。	第53条の８　第53条の７の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。
（１）　退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第１項の規定による申告書（以下この条、次条第２項及び第３項並びに第53条の10第１項において「退職所得申告書」という。）にその支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第１項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合　その支払う退職手当等の金額について第53条の３及び第53条の４の規定を適用して計算した税額	（１）　退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第１項の規定による申告書（以下本条、次条第２項及び第53条の10第１項において「退職所得申告書」という。）にその支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第１項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合　その支払う退職手当等の金額について第53条の３及び第53条の４の規定を適用して計算した税額
（２）　略	（２）　略
２　略	２　略
（退職所得申告書）	（退職所得申告書）
第53条の９　退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の１月１日現在において市内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに、施行規則第５号の９様式による申告書を、その退職手当等の支払をする者を経由して、市長に提出しなければならない。この場合において支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。	第53条の９　退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の１月１日現在において市内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに、施行規則第５号の９様式による申告書を、その退職手当等の支払をする者を経由して、市長に提出しなければならない。この場合において支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。
２　略	２　略
３　第１項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第８	

条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	
４　前項の規定の適用がある場合における第２項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。	
附　則	附　則
（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）	（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）
第３条の３　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第１項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。	第３条の３　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第１項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。
２・３　略	２・３　略
（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）
第４条　平成30年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第34条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第314条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第４条　平成30年度から令和４年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第34条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第314条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）
第８条の２　略	第８条の２　略
２　略	２　略
	３　法附則第15条第８項に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。
３　法附則第15条第16項に規定する市の条例で定める割合は、５分の３（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市の条例で定める割	４　法附則第15条第19項に規定する市の条例で定める割合は、５分の３（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市の条例で定める割

合は、２分の１）とする。	合は、２分の１）とする。
4　法附則第15条第23項に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。	5　法附則第15条第26項に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。
5　法附則第15条第24項第１号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	6　法附則第15条第27項第１号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
6　法附則第15条第24項第２号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。	7　法附則第15条第27項第２号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。
7　法附則第15条第24項第３号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。	8　法附則第15条第27項第３号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。
8　法附則第15条第25項第１号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	9　法附則第15条第28項第１号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
9　法附則第15条第25項第２号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。	10　法附則第15条第28項第２号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。
10　法附則第15条第27項第１号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	11　法附則第15条第30項第１号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
11　法附則第15条第27項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	12　法附則第15条第30項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
12　法附則第15条第27項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	13　法附則第15条第30項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
13　法附則第15条第27項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	14　法附則第15条第30項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
14　法附則第15条第27項第２号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。	15　法附則第15条第30項第２号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。
15　法附則第15条第27項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。	16　法附則第15条第30項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。
16　法附則第15条第27項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。	17　法附則第15条第30項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。
17　法附則第15条第27項第３号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。	18　法附則第15条第30項第３号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。
18　法附則第15条第27項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。	19　法附則第15条第30項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。
19　法附則第15条第27項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。	20　法附則第15条第30項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。
20　法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	21　法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
21　法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。	22　法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。

22　法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	23　法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。 24　法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、０とする。
23　法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。 24　法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、３分の１とする。	25　法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
25・26　略	26・27　略
（令和４年度又は令和５年度における土地の価格の特例）	（令和元年度又は令和２年度における土地の価格の特例）
第９条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和４年度分又は令和５年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	第９条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和２年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
２　法附則第17条の２第２項に規定する令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地であつて、令和５年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	２　法附則第17条の２第２項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和２年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第10条　略	第10条　略
２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等	３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、

に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
４・５　略	４・５　略
【市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の固定資産税の特例】	【市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の固定資産税の特例】
第11条の３　略	第11条の３　略
２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和４年度分及び令和５年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に10分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に10分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
（軽自動車税の種別割の税率の特例）	（軽自動車税の種別割の税率の特例）
第14条　法附則第30条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第８項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第14条　法附則第30条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第５項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略	略
２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中	２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略	略
３　法附則第30条第３項第１号及び第２号に掲げる法第446条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	３　法附則第30条第３項第１号及び第２号に掲げる法第446条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略	略
４　法附則第30条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	４　法附則第30条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略	略
５　略	５　略
６　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
７　法附則第30条第７項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車	

（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
８　法附則第30条第８項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第14条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第８項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第14条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第５項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
２・３　略	２・３　略
（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第16条の９　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合における附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。	（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第16条の９　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合における附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。
２　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。	
【宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例】	【宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例】

第17条の２　前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	第17条の２　前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
第17条の３　附則第17条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第17条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	第17条の３　附則第17条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第17条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
【市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の都市計画税の特例】	【市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の都市計画税の特例】
第19条の２　前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和４年度分及び令和５年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に10分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	第19条の２　前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に10分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
（読替規定）	（読替規定）
第22条　法附則第15条第１項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42	第22条　法附則第15条第１項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47

項若しくは第43項、第15条の２第２項、第15条の３又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の３まで若しくは第63条」とする。	項若しくは第48項、第15条の２第２項、第15条の３又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の３まで若しくは第63条」とする。

新旧対照表

○議案第５７号　木更津市税条例等の一部を改正する条例（第２条関係）

新	旧
木更津市税条例等の一部を改正する条例 令和２年６月17日 条例第22号 【木更津市税条例の一部改正】 第２条　木更津市税条例の一部を次のように改正する。 第48条第１項中「第４項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第９項、第10項及び第12項」に、「第４項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第66条の７第５項及び第11項又は第68条の91第４項及び第10項」を「第66条の７第４項及び第10項」に、「第321条の８第24項」を「第321条の８第36項」に改め、同条第３項中「第66条の９の３第４項及び第10項又は第68条の93の３第４項及び第10項」を「第66条の９の３第３項及び第９項」に、「第321条の８第25項」を「第321条の８第37項」に改め、同条第４項中「第321条の８第26項」を「第321条の８第㊳項」に改め、同条第５項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第７項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第２号中「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第９項を削り、同条第10項中「第321条の８第42項」を「第321条の８第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第９項とし、同条中第11項を第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第９項」に、「第75条の４第２項」を「第75条の５第２項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第14項を第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の８第51項」を「第321	木更津市税条例等の一部を改正する条例 令和２年６月17日 条例第22号 【木更津市税条例の一部改正】 第２条　木更津市税条例の一部を次のように改正する。 第48条第１項中「第４項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第９項、第10項及び第12項」に、「第４項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第66条の７第５項及び第11項又は第68条の91第４項及び第10項」を「第66条の７第４項及び第10項」に、「第321条の８第24項」を「第321条の８第36項」に改め、同条第３項中「第66条の９の３第４項及び第10項又は第68条の93の３第４項及び第10項」を「第66条の９の３第３項及び第９項」に、「第321条の８第25項」を「第321条の８第37項」に改め、同条第４項中「第321条の８第26項」を「第321条の８第㊳項」に改め、同条第５項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第７項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第２号中「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第９項を削り、同条第10項中「第321条の８第42項」を「第321条の８第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第９項とし、同条中第11項を第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第９項」に、「第75条の４第２項」を「第75条の５第２項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第14項を第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の８第51項」を「第321

条の８第69項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の４第３項若しくは第６項（同法第81条の24の３第２項において準用する場合を含む。）」を「第75条の５第３項若しくは第６項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第16項とする。 第50条第２項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第２項又は第４項」を「又は第２項」に改め、同条第３項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第２項又は第４項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第２号において同じ。）」を削り、同条第４項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の５第４項」を「第48条の15の４第４項」に改める。 第52条第３項中「第48条の15の５第４項」を「第48条の15の４第４項」に改め、同条第４項から第６項までを削る。 附則第３条の２第２項中「及び第４項」を削る。 附則第３条の２の２第１項中「及び第４項」及び「又は法人税法第81条の24第１項の規定により延長された法第321条の８第４項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第２項中「又は法第321条の８第４項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。	条の８第61項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の４第３項若しくは第６項（同法第81条の24の３第２項において準用する場合を含む。）」を「第75条の５第３項若しくは第６項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第16項とする。 第50条第２項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第２項又は第４項」を「又は第２項」に改め、同条第３項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第２項又は第４項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第２号において同じ。）」を削り、同条第４項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改める。 第52条第４項から第６項までを削る。 附則第３条の２第２項中「及び第４項」を削る。

新旧対照表

○議案第５８号　木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年９月27日 条例第17号 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条　略 ２・３　略 ４　市長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　市長が、児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 （２）　略 ５　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 （１）・（２）　略 ６～９　略	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年９月27日 条例第17号 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条　略 ２・３　略 ４　市長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　市長が、児童福祉法第24条第３項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 （２）　略 ５　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （１）・（２）　略 ６～９　略

新旧対照表

○議案第５９号　木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年９月27日 条例第18号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年９月27日 条例第18号
目次 第１章～第４章　略 第５章　事業所内保育事業（第42条―第48条） 第６章　雑則（第49条） 附則	目次 第１章～第４章　略 第５章　事業所内保育事業（第42条―第48条） 附則
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項まで並びに附則第４項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）・（２）　略 （３）　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項まで並びに附則第４項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）・（２）　略 （３）　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２～４　略 ５　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項	２～４　略 ５　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１

第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 （１）・（２）　略 第６章　雑則 （電磁的記録） 第49条　家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （１）・（２）　略

議案第６０号　入札結果調書

事　業　名	小中学校ＧＩＧＡスクール通信機器整備事業（電子黒板購入）		
開札年月日	令和３年５月６日		
入札業者 及び 入札額 ○印は落札者	1	リコージャパン（株）　販売事業本部千葉支社千葉ＢＰ・ＧＥ営業部 １４１，２８９，５００円	
	2	東日本電信電話（株）　辞　退	
	3	日本教育情報機器（株）　辞　退	
	4	日興通信（株）　千葉支社　辞　退	
	○5	（株）大崎コンピュータエンヂニアリング　千葉支店 １３９，８００，０００円	
	6	（株）内田洋行　営業統括グループ　辞　退	
	7	富士ゼロックス千葉（株）　未入札	
	8	（株）千葉測器　１４４，９３５，３９５円	
	9	（株）ヤマダデンキ　木更津営業所　辞　退	
	10	（株）まつした　木更津支店　１４２，０００，０００円	
	11	（有）オーディ　辞　退	
	12	（株）イーエーディワークス　木更津営業所　辞　退	
	13		
	14		
	15		
入札回数	１回目	２回目	
最低入札額	１３９，８００，０００円	―	
最高入札額	１４４，９３５，３９５円	―	
落　札　率	９８．４パーセント（契約金額÷予定価格）		
納 品 期 限	令和３年８月２６日		

※契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。

議案第６２号

認定する市道路線の位置図

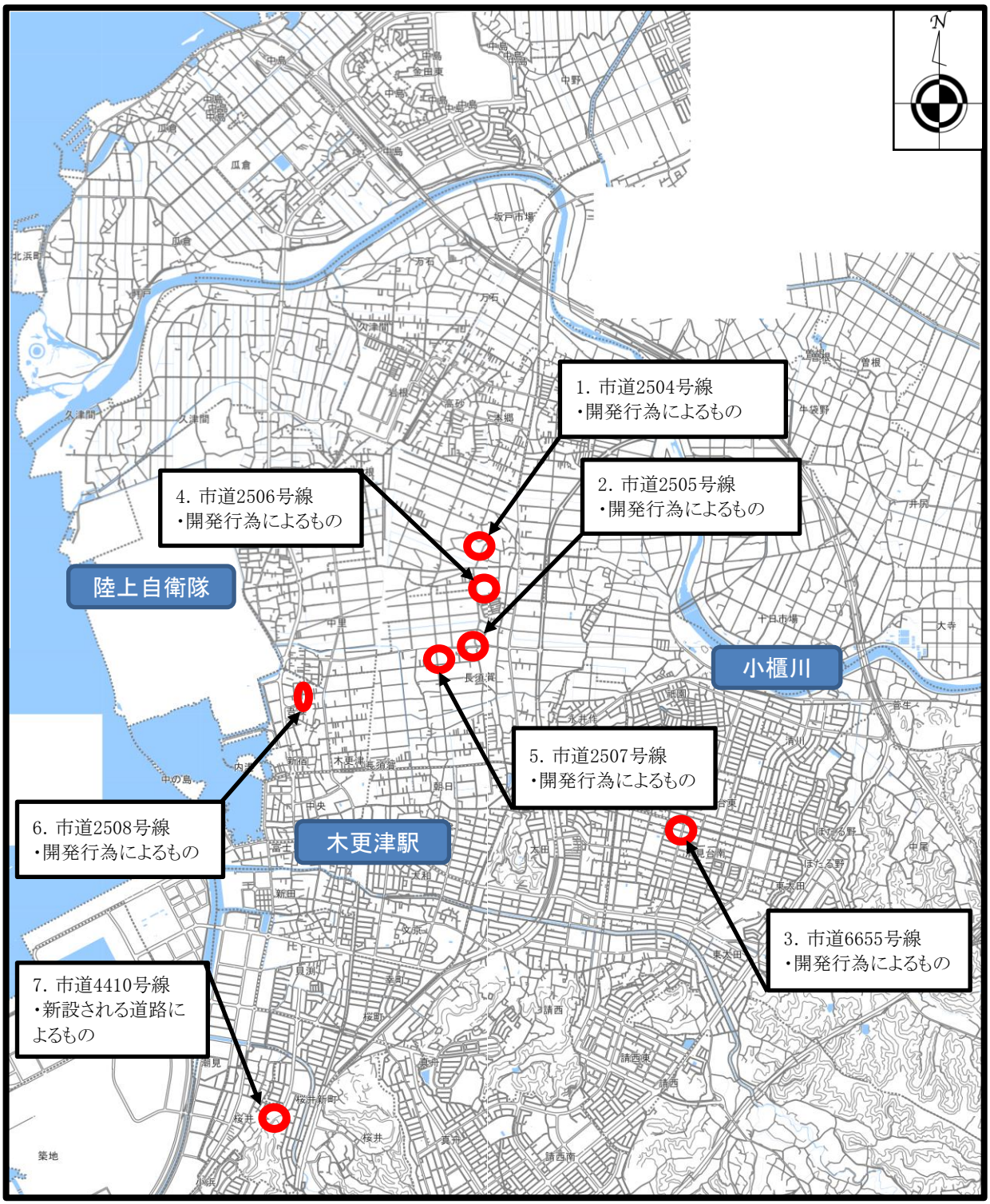

１．市道２５０４号線

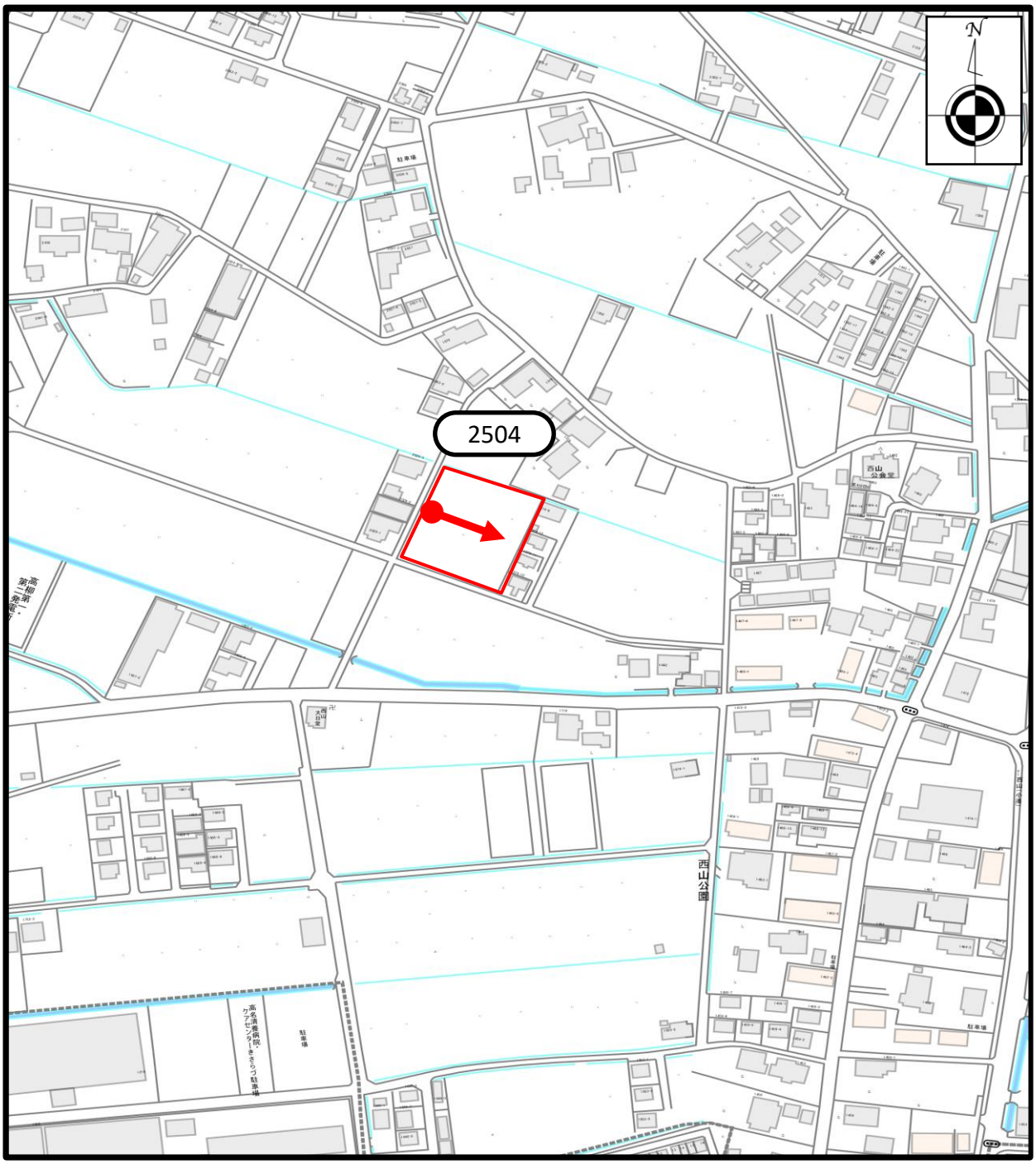

整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	2504	42.3	6.0	10.2

（単位：メートル）

● 起点

▲ 終点

２．市道２５０５号線

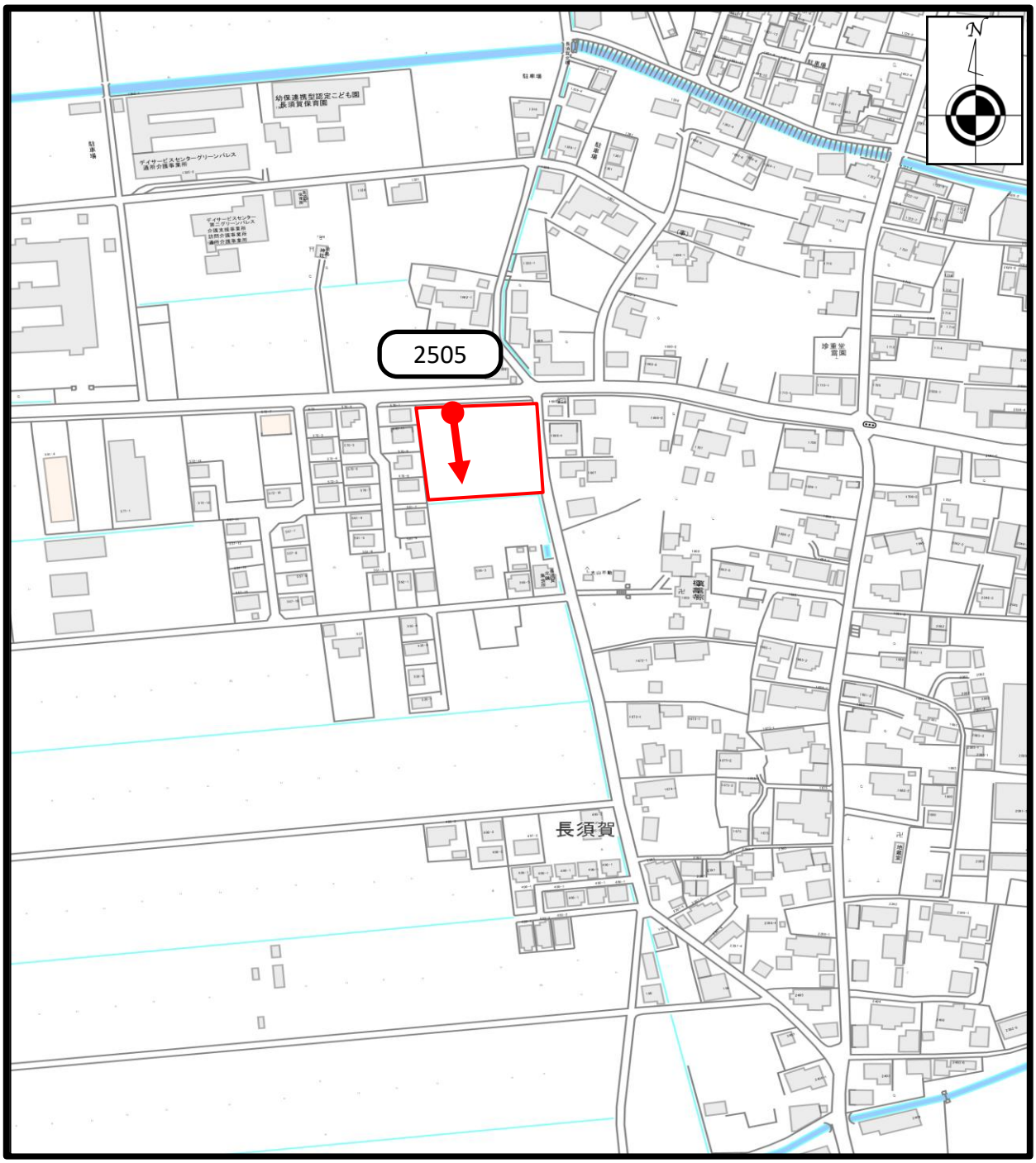

整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
2	2505	33.6	5.0	8.0

（単位：メートル）

● 起点

▲ 終点

３．市道６６５５号線

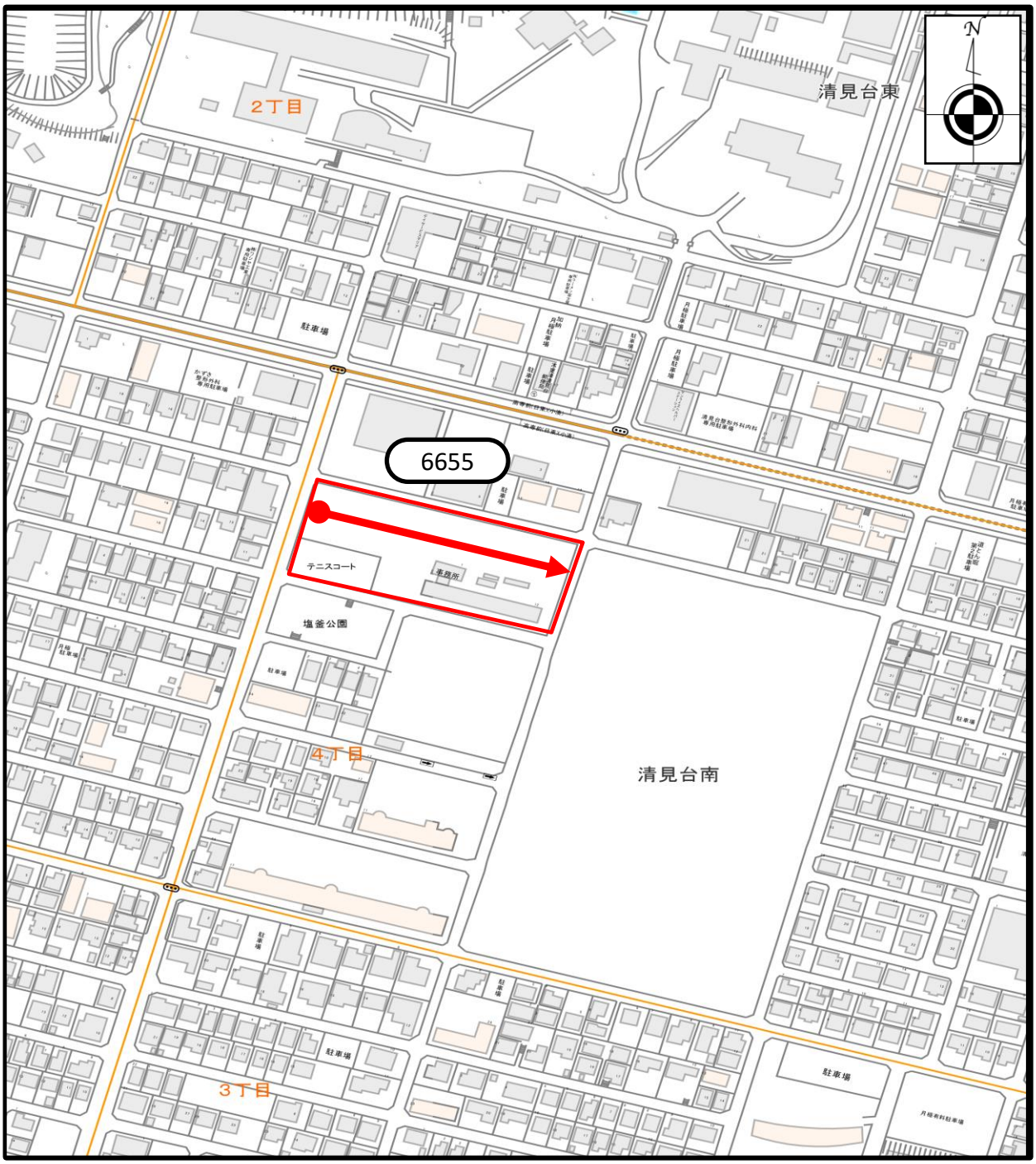

整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
3	6655	130.0	6.0	10.3

（単位：メートル）

● 起点

▲ 終点

４．市道２５０６号線

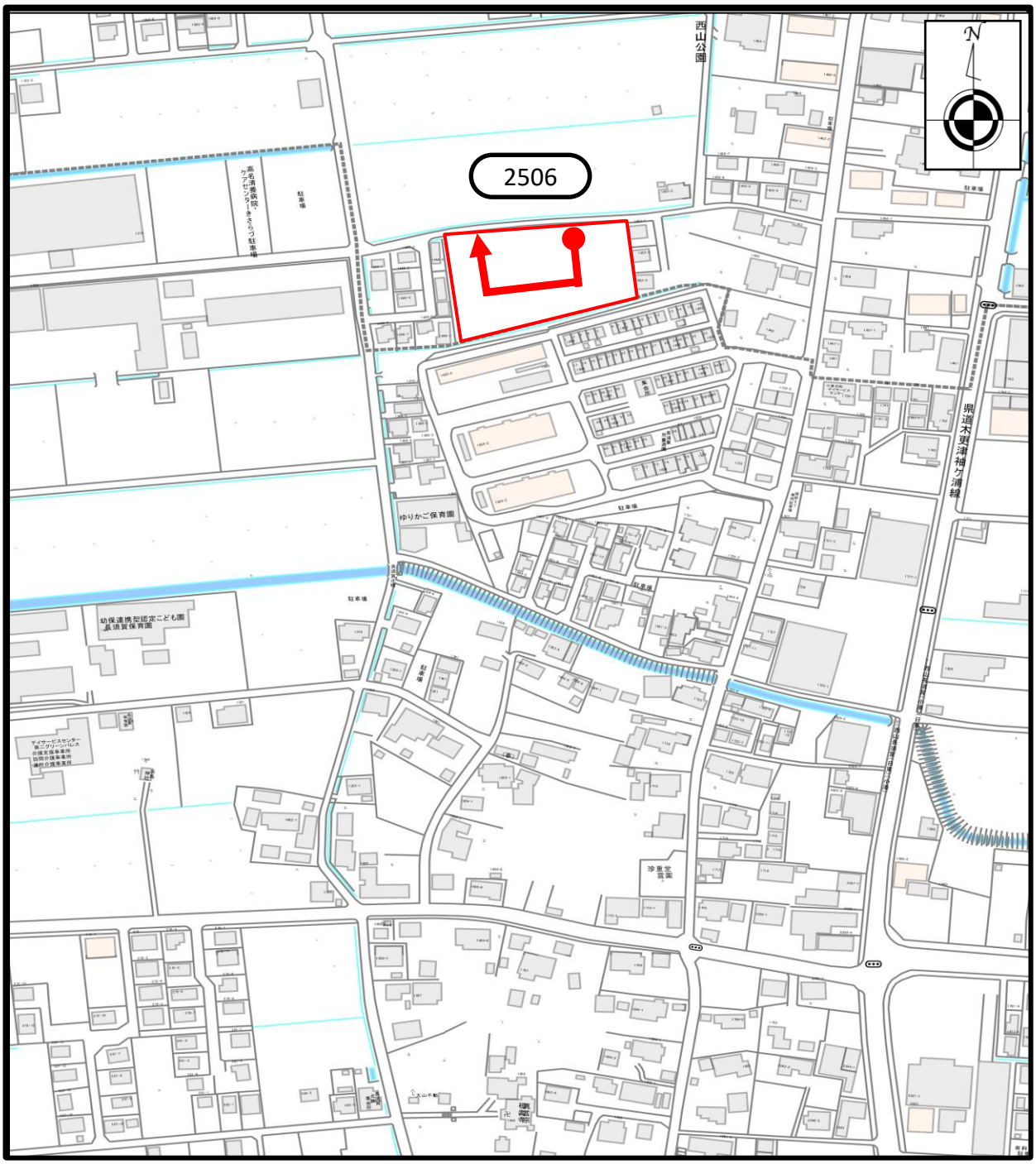

整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
4	2506	115.5	6.0	10.3

（単位：メートル）

● 起点

▲ 終点

５．市道２５０７号線

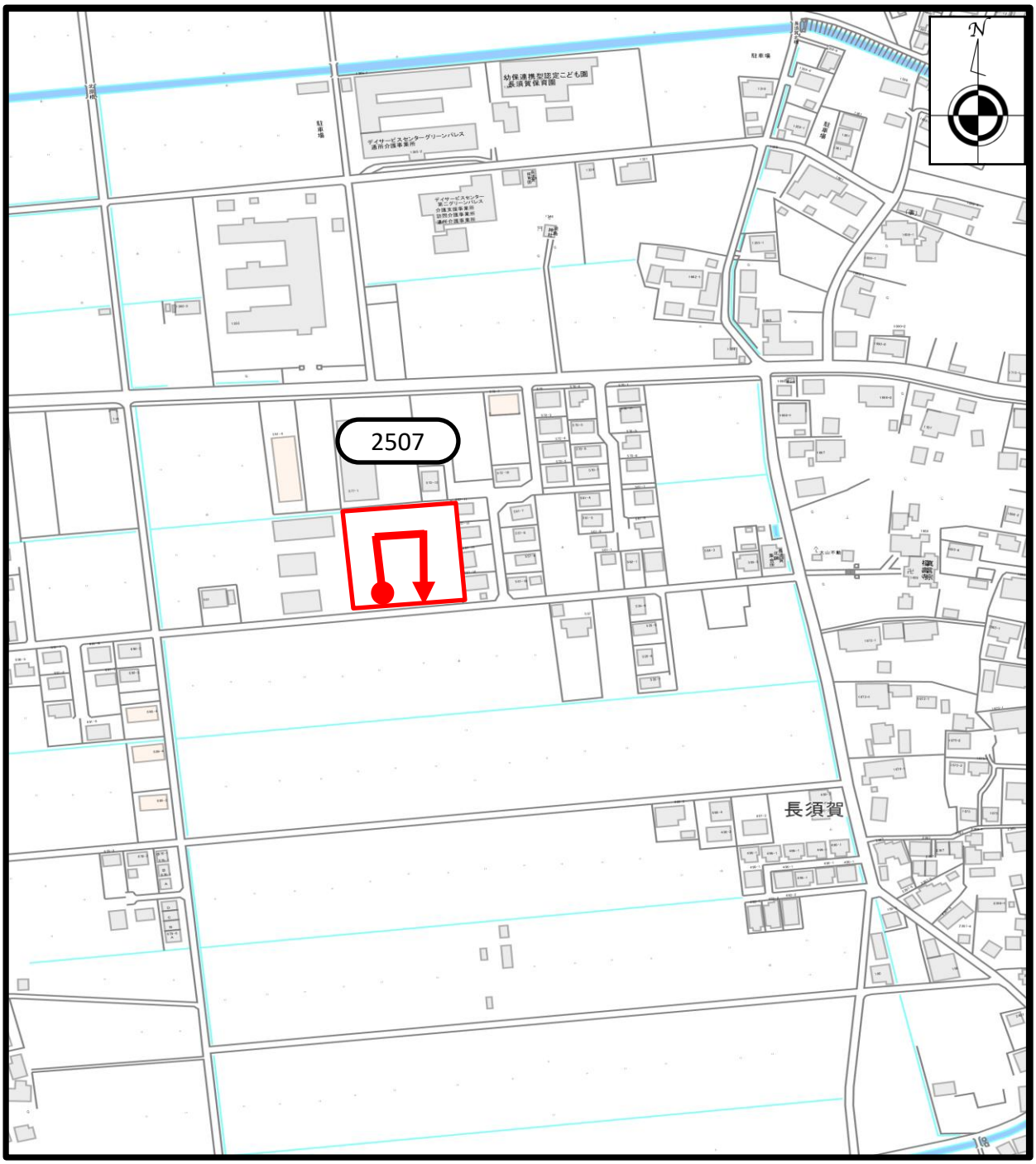

整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
5	2507	103.3	5.0	9.3

（単位：メートル）

● 起点

▲ 終点

６．市道２５０８号線

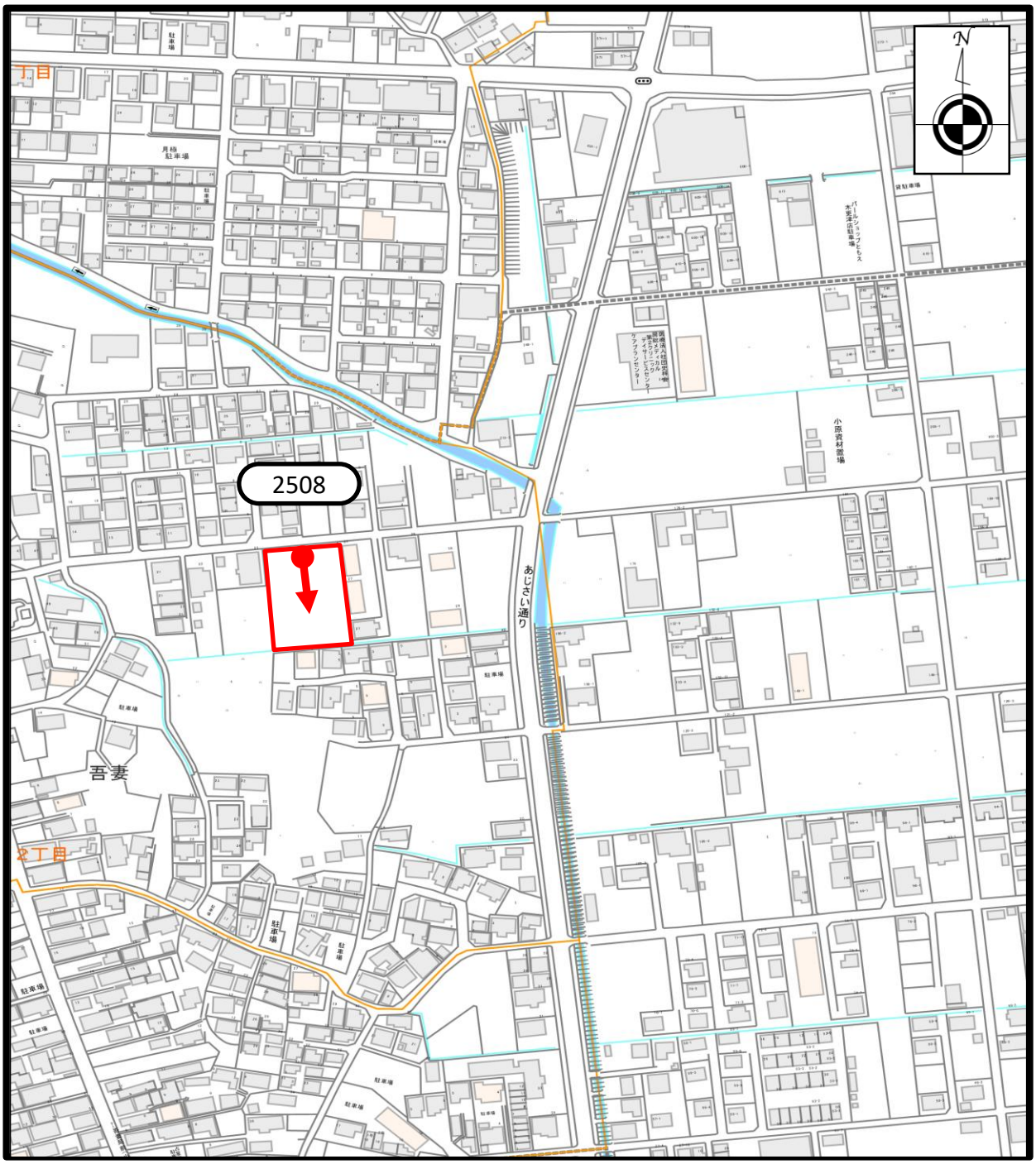

整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
6	2508	32.4	6.0	10.2

（単位：メートル）

● 起点

▲ 終点

７．市道４４１０号線

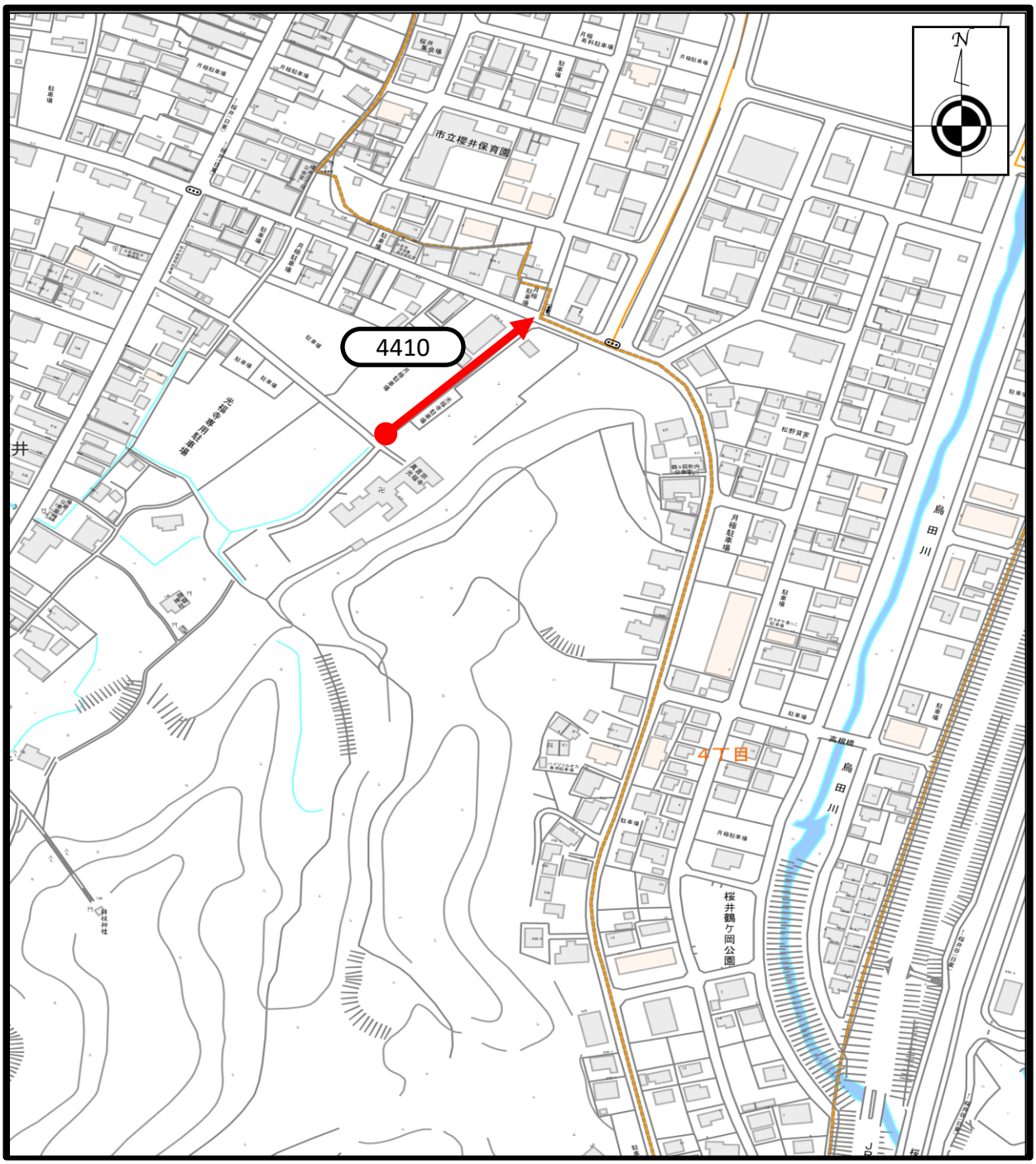

整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
7	4410	100.9	6.0	6.0

（単位：メートル）

● 起点

▲ 終点